

土砂災害特別警戒区域(R区域)に指定された場合 次のような支援が受けられます。

1 R区域から移転する場合の費用支援

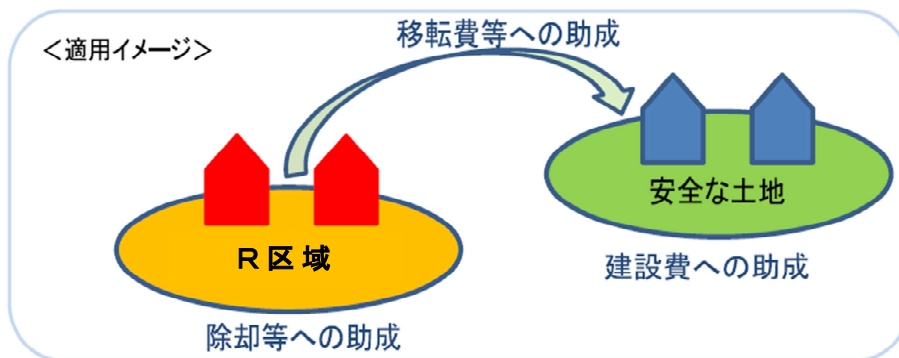
(1) 利息に相当する額等を支援

R区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）をR区域から移転し代替家屋の建設を行う者に対し、既存住宅の除却等に要する費用及び既存住宅に代わる住宅の建設に要する費用を借入れた場合における利息に相当する額等を市町が支援します。

※ 市町によって、補助額の最大は異なります。

（現在、当制度を導入していない市町もあります。）

（既存住宅の除却等）	最大 133万円／戸
（住宅の建設等）	最大 621万円／戸



(2) 移転等に必要な資金を融資

住宅金融支援機構による地すべり等関連住宅融資により、家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。

当融資を受けられる方は、県からの移転勧告が必要となりますので、管轄する県土木事務所にお問い合わせ下さい。

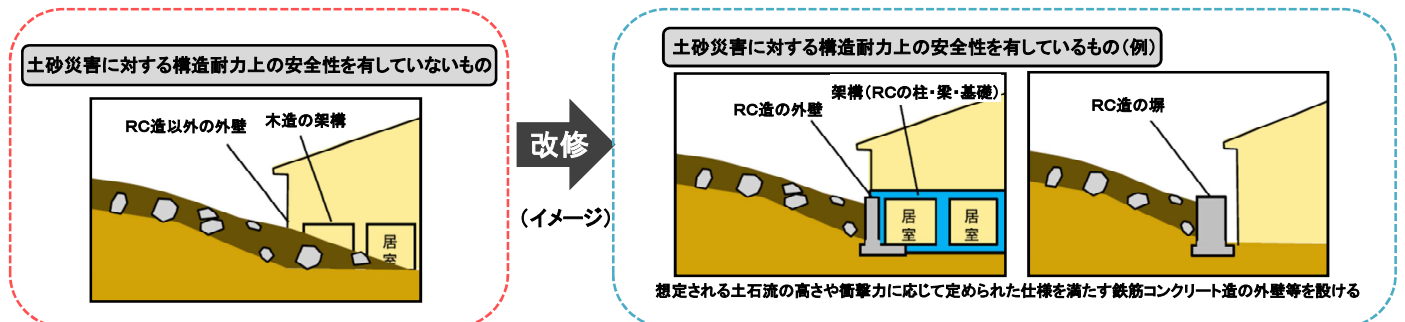
2 R区域の建築物の防護壁等を整備する場合の費用支援

R区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、防護壁等の整備に必要な費用の一部を市町が支援します。

最大 150万円／戸（補助率 1/2）

※地形等（がけの高さやがけとの距離等）により、補助額が異なります。

（現在、当制度を導入していない市町もあります。）



3 その他の支援措置

市町によっては、R区域の指定により、固定資産税の減価補正がなされたり、市町営住宅への入居要件を満たす場合があります。